

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

### 介護職員特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の見える化を行っていること

### 「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービス情報公表制度の対象となっていない場合、事業所のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

### 施設別加算取得状況

事業所名	サービス名	取得加算
有料老人ホームドエル東志和	(介護予防)	処遇改善加算Ⅰ (8.2%)
	特定施設入居者生活介護	特定処遇改善加算Ⅱ (1.2%)
有料老人ホームドエル祇園	(介護予防)	処遇改善加算Ⅰ (8.2%)
	特定施設入居者生活介護	特定処遇改善加算Ⅱ (1.2%)

ファミリー祇園 ヘルパーステーション	訪問介護	処遇改善加算Ⅰ（13.7%） 特定処遇改善加算Ⅱ（4.2%）
ファミリー祇園 デイサービスセンター	通所介護	処遇改善加算Ⅰ（5.9%） 特定処遇改善加算Ⅱ（1.0%）

### 職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	法人施設内で実務者研修が受講できるよう、研修会社が無償で施設内の会場を提供し、職員が講習を受けやすい環境を整えている。 また、受験料や登録料の助成をしている。
労働環境・処遇の改善加算	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有休休暇の取得推進を積極的に行っている。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成の見える化	会議等で情報の共有を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。